Ri-Nn データセンター利用特約

Special Terms for Data Center Hosting of Ri-Nn Node

本特約は、Ri-Nn 株式会社（以下「当社」といいます。）が、日本国内において Ri-Nn Node その他当社が指定する機器（以下「対象機器」といいます。）をデータセンターに設置し、保管・稼働管理するサービス（以下「データセンターサービス」といいます。）について、その利用条件を定めるものです。利用者が注文時に「データセンター稼働」を選択し、当社がその注文を承諾した場合、本特約が適用されます。

第 1 条（適用関係）

1. 本特約は、データセンターサービスの利用に適用されます。

2. 対象機器の購入には Ri-Nn Node 製品売買規約、Ri-Nn Mining の利用には Ri-Nn Mining サービス利用規約、報酬の算定・確定・支払いには報酬・ペイアウト規約、個人情報の取扱いにはプライバシーポリシーがそれぞれ適用されます。

3. 本特約と個別の注文内容、見積書、申込書その他当社と利用者との間で個別に合意した条件が抵触する場合、当該個別条件が優先します。

4. 本特約に定めのない事項は、前項の各規約、個別条件及び適用法令に従います。

第 2 条（定義）

本特約において、次の用語は以下の意味を有します。

（1）「利用者」とは、法人、個人事業主その他事業として対象機器を利用する者であって、当社がデータセンターサービスの利用を認めた者をいいます。消費者として対象機器を購入する個人には、原則としてデータセンターサービスを提供しません。

（2）「対象機器」：利用者が所有し、当社がデータセンターサービスの対象として登録した Ri-Nn Node その他の機器をいいます。

（3）「指定データセンター」：当社又は当社の委託先が管理・利用する国内のデータセンター、コロケーション施設その他当社が指定する設置場所をいいます。

（4）「施設事業者」：指定データセンターの運営者、ラック提供者、電気通信事業者、保守事業者その他当社がデータセンターサービスの提供に利用する第三者をいいます。

（5）「稼働開始日」：対象機器が指定データセンターに設置され、当社所定の接続・登録・動作確認が完了した日をいいます。

第 3 条（サービス内容）

1. 当社は、利用者から委託を受け、対象機器について、指定データセンターへの設置、保管、電源接続、ネットワーク接続、基本的な稼働監視、必要に応じた再起動その他当社が定める運用管理を行います。

2. データセンターサービスには、個別条件で明示されない限り、性能保証、一定稼働率の保証、報酬額の保証、専用ラックの提供、利用者による自由な現地入館、オンサイトでの個別作業その他のサービスは含まれません。

3. 当社は、対象機器を他の利用者の機器と同一ラック、同一区画又は共通設備を利用して設置することができます。

4. 対象機器の Ri-Nn Mining 上の稼働、報酬算定その他のソフトウェアサービスは、本特約ではなく Ri-Nn Mining サービス利用規約及び報酬・ペイアウト規約に従います。

第 4 条（対象機器の所有権）

1. 対象機器の所有権は、Ri-Nn Node 製品売買規約その他の売買契約に従って利用者へ移転し、データセンターサービスを利用することによって当社又は施設事業者へ移転するものではありません。

2. 当社及び施設事業者は、本特約に基づく保管・設置・運用のために対象機器を占有又は管理しますが、これにより所有権、共有持分その他の物権的権利を取得しません。

3. 利用者は、対象機器について第三者の所有権、担保権、差押えその他の権利主張がある場合、速やかに当社へ通知しなければなりません。

4. 当社は、法令上又は裁判所その他権限ある機関の命令により必要な場合を除き、利用者の承諾なく対象機器を担保に供し又は譲渡しません。

第 5 条（第三者への保管・業務委託の同意）

1. 利用者は、当社がデータセンターサービスの提供に必要な範囲で、対象機器を施設事業者その他の第三者に保管させ、設置、電源・通信接続、移設、点検その他の業務を委託することにあらかじめ同意します。

2. 当社は、委託先の選定及び管理について合理的な注意を払い、当社の責めに帰すべき事由により委託先の行為によって利用者に損害が生じた場合、本特約及び適用法令に従って責任を負います。

3. 利用者は、施設事業者との間に直接の賃貸借、コロケーション、保管、通信その他の契約関係が当然に成立するものではないことを確認します。

第 6 条（指定データセンター及び設置場所）

1. 指定データセンターは、注文画面、管理画面、電子メールその他当社が指定する方法により利用者へ通知します。

2. セキュリティ上の理由から、ラック番号、室番号、詳細なネットワーク構成、入退室経路その他の情報を利用者へ開示しないことがあります。

3. 利用者は、指定データセンター内の特定ラック、特定位置又は特定ネットワークポートについて占有権、賃借権その他の権利を取得しません。

4. 当社は、対象機器の安全、運用効率、設備保守、電力・通信容量、施設契約、災害対策その他合理的な理由により、同一施設内で対象機器の設置位置を変更できます。

第 7 条（データセンターの変更及び移設）

1. 当社は、設備更新、施設契約の終了、災害対策、セキュリティ、電源又は通信容量、事業継続その他合理的な理由により、対象機器を別の指定データセンターへ移設することができます。

2. 前項の移設を行う場合、緊急の場合を除き、当社は利用者に対し合理的な期間をもって事前に通知します。

3. 移設に伴い一時的な停止が生じる場合があります。当社は停止時間を合理的に短縮するよう努めます。

4. 当社の都合のみを理由とする通常の移設費用は、個別条件に別段の定めがない限り当社負担とします。利用者の要請による移設又は利用者に起因する移設費用は利用者負担とします。

第 8 条（利用者による現地アクセス）

1. 利用者は、当社又は施設事業者の事前承諾なく、指定データセンターへ入館し、対象機器に直接アクセスし、取り外し、接続変更その他の作業を行うことはできません。

2. 施設見学、現物確認又は利用者立会い作業を希望する場合、当社所定の申請、本人確認、施設事業者の承認、秘密保持、安全管理その他の条件を満たす必要があります。

3. 施設事業者のセキュリティ方針その他の理由により、利用者の現地アクセスを認められない場合があります。

4. 利用者による現地アクセスが認められた場合の入館費、作業費、立会費その他の費用は、当社の責めに帰すべき事由による対応を除き、利用者負担とすることがあります。

第 9 条（電源及び通信）

1. 当社は、対象機器の稼働に必要な電源及びインターネット接続環境を、当社又は施設事業者の設備を通じて提供します。

2. 電源電圧、通信回線、ルーター、ファイアウォール、IP アドレス、ネットワーク構成その他の技術仕様は、セキュリティ及び運用上の必要に応じて当社が決定します。

3. 電力会社、通信事業者、施設設備、インターネット、DNS、クラウド、ブロックチェーンその他第三者サービスに障害が発生した場合、対象機器の通信又は稼働が停止・低下することがあります。

4. 当社は、個別に SLA を合意した場合を除き、100％の電源供給、通信可用性又は対象機器の連続稼働を保証しません。

第 10 条（監視、保守及び作業権限）

1. 当社は、対象機器の稼働状況、接続状態、温度、エラーその他当社が必要と判断する技術情報を監視できます。

2. 当社は、対象機器又は周辺設備の安全・安定運用のため必要な場合、利用者への個別承諾なく、再起動、電源再投入、通信再接続、設定確認、ケーブル交換、位置変更その他軽微な保守作業を実施できます。

3. 対象機器の分解、部品交換、基板交換、筐体交換その他所有物の内容を実質的に変更する作業を行う場合、緊急の安全確保を除き、利用者の承諾を取得します。ただし、製品保証に基づく同等品交換について別規約又は個別条件で事前承諾がある場合はこの限りではありません。

4. 当社は、サイバー攻撃、異常通信、発熱、発煙、電源異常その他周囲の設備又は他の利用者に影響を及ぼすおそれがある場合、対象機器を直ちに停止又はネットワークから隔離できます。

第 11 条（故障、不具合及び交換）

1. 対象機器に故障又は不具合が確認された場合、当社は、利用者へ通知し、製品売買規約、保証条件又は個別条件に従って修理、交換、再製造その他の対応を行います。

2. 保証対象の不具合について、当社が同一又は同等仕様の代替機へ交換した場合、利用者が交換品の所有者となり、回収した故障品の所有権は、当社が交換条件として明示した場合に限り当社又は指定者へ移転します。

3. 利用者の責めに帰すべき事由、保証対象外の故障又は保証期間終了後の修理・交換に係る費用は、利用者負担とすることがあります。

4. 故障、修理、交換その他の期間中、対象機器の稼働及び報酬算定に影響が生じる場合があります。報酬上の取扱いは報酬・ペイアウト規約に従います。

第 12 条（利用料金及び費用）

1. データセンターサービスの利用料、電力費、通信費、保守費その他の費用が発生する場合、その金額、課金単位、支払時期及び支払方法は、注文画面、料金表又は個別条件に表示します。

2. 当社がデータセンター利用料を無償又は製品価格に含めて提供する期間がある場合でも、将来の更新又は新規契約について同一条件が継続することを保証するものではありません。

3. 追加作業、利用者指定の返送、特別梱包、緊急対応、現地立会いその他通常サービスの範囲を超える業務については、事前に料金を提示したうえで別途請求することがあります。

4. 税金及び支払手数料は、適用法令及び注文画面等に表示する条件に従います。

5. データセンター稼働を選択した対象製品については、ライセンス期間の満了後、Libter 株式会社（以下「Libter」といいます。）が、対象製品 1 台につき 500 円で買い取るものとし、顧客は、対象製品の購入時に、本項に定める条件による将来の売却についてあらかじめ同意するものとします。

6. 当社は、ライセンス期間の満了前に、電子メール、管理画面その他当社所定の方法により、買取予定日、買取価格、買取を希望しない場合の申出方法及び申出期限を顧客に通知します。

7. 顧客が当社所定の期限までに買取を希望しない旨を申し出なかった場合、ライセンス期間の満了後、本規約に基づきあらかじめ合意された条件に従い、対象製品を Libter に売却するものとします。

8. 顧客が買取を希望しない場合、当社所定の期限までに、管理画面その他当社が指定する方法によりその旨を申し出るものとします。この場合、対象製品の所有権は引き続き顧客に帰属し、ライセンス満了後の保管、返却、再稼働、送料その他の取扱いは、データセンター利用特約その他当社が定める条件に従います。

9. Libter による買取が成立した場合、買取代金 500 円の支払い及び対象製品の Libter への引渡しが完了した時点で、対象製品の所有権は顧客から Libter へ移転します。当社は、顧客と Libter との間の買取手続、対象製品の引渡し及び買取代金の支払いに関する事務を取り扱うことができます。

第 13 条（利用期間）

1. データセンターサービスの利用期間は、注文画面、個別条件又は管理画面に表示される期間とします。

2. Ri-Nn Mining 又は対象機器に 360 日その他の期間限定ライセンスが設定されている場合、当該ライセンスの満了は、データセンターにおける対象機器の物理的保管を当然に終了させるものではありません。ただし、稼働機能は停止又は制限されることがあります。

3. ライセンス満了後も対象機器が指定データセンターに残置される場合の保管料、返却又は更新手続は、当社が別途通知する条件に従います。

4. 自動更新又は自動再購入が適用される場合、その条件は Ri-Nn Mining サービス利用規約、注文画面その他該当する規約に従います。

第 14 条（利用者からの返却請求）

1. 利用者は、当社所定の方法により、自己が所有する対象機器の返却を請求できます。ただし、未払金、本人確認未了、法令上の保留、差押えその他正当な理由がある場合、当社は返却手続を合理的な範囲で保留できます。

2. 返却には、取り外し、機器確認、データセンター搬出、梱包、配送その他の作業期間を要します。当社は、返却請求受領後、合理的な期間内に手続を行います。

3. 利用者都合の返却に要する取り外し費、梱包費、送料その他の実費は利用者負担とします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により返却が必要となった場合はこの限りではありません。

4. 返却先は、利用者本人又は法人利用者の正当な権限者が指定する日本国内の住所を原則とし、当社は本人確認又は住所確認資料の提出を求めることができます。

5. 対象機器の返却により、当該機器についてのデータセンターサービスは終了します。Ri-Nn Mining の利用継続可否は別規約に従います。

第 15 条（契約終了時の対象機器の取扱い）

1. データセンターサービスが終了した場合、利用者は、当社所定の期間内に、対象機器について、返却、他の指定施設への移送その他当社が提示する選択肢から処理方法を指定します。

2. 利用者から処理方法の指示がなく、当社が登録連絡先へ相当期間を定めて催告した後も指示がない場合、当社は対象機器を外部倉庫その他合理的な場所へ移送し、その保管に要する実費を利用者へ請求することができます。

3. 利用者の所有する対象機器を廃棄又は処分する場合、当社は、利用者の明示的な承諾がある場合又は法令上認められる場合を除き、任意に廃棄・売却しません。

4. 連絡不能が長期間継続した場合の具体的な処理は、適用法令及び当社が事前に通知する手続に従います。

第 16 条（禁止事項）

利用者は、データセンターサービスに関し、次の行為を行ってはなりません。

（1）虚偽の所有者情報、連絡先その他の情報を登録する行為

（2）施設への無断立入り、無断撮影、無断作業又は施設の安全管理を妨害する行為

（3）対象機器を違法な目的、サイバー攻撃、第三者の権利侵害その他不正な目的に利用する行為

（4）当社又は施設事業者の設備、通信回線、他の機器又は他の利用者に過大な負荷又は危険を生じさせる行為

（5）当社の承諾なく指定データセンターの所在地、ラック構成、ネットワーク情報その他非公開のセキュリティ情報を公開する行為

（6）その他、当社又は施設事業者が施設の安全又は適正な運用を害すると合理的に判断する行為

第 17 条（サービス停止）

1. 当社は、計画保守、設備工事、電力・通信工事、法令対応、セキュリティ対応、施設事業者の指示その他合理的な理由がある場合、データセンターサービス又は対象機器の稼働を一時停止できます。

2. 計画停止については、緊急の場合を除き、可能な範囲で事前に利用者へ通知します。

3. 対象機器又は利用者の利用態様が施設設備、他の利用者又はネットワークに危険を生じさせる場合、当社は事前通知なく停止・隔離できます。

4. 停止期間中の報酬、ライセンス期間又は利用料の取扱いは、各適用規約又は個別条件に従います。

第 18 条（災害、停電その他の非常時対応）

1. 地震、火災、水害、落雷、停電、通信障害、感染症、戦争、テロ、行政命令、サイバー攻撃その他の非常事態が発生した場合、当社は、人命、施設及び機器の保全を優先し、対象機器の停止、遮断、移設その他必要な措置を講じることができます。

2. 当社は、非常時に施設事業者の判断に従うことができ、利用者は、施設の安全確保のため即時対応が必要となる場合があることを了承します。

3. 不可抗力により対象機器が滅失又は損傷した場合の責任は、第 21 条及び適用法令に従います。

第 19 条（保険）

1. 当社は、個別条件で明示した場合を除き、利用者の対象機器ごとに動産保険その他の保険を付保する義務を負いません。

2. 当社又は施設事業者が施設全体について保険に加入している場合でも、当該保険により利用者の損害が当然に全額補償されることを保証するものではありません。

3. 利用者は、必要と判断する場合、自己の費用で対象機器について適切な保険を検討するものとします。

第 20 条（データ、ログ及びセキュリティ）

1. 当社は、運用、安全管理、障害対応、保守、報酬算定、監査その他必要な目的で、対象機器の識別情報、接続履歴、稼働ログ、ネットワーク情報、エラー情報その他の技術データを取得・保存できます。

2. 個人情報の取扱いはプライバシーポリシーに従います。

3. 当社は、施設のセキュリティ確保のため、入退室記録、監視カメラその他施設事業者が適法に取得する情報を利用又は確認する場合があります。

4. 利用者は、指定データセンターの詳細なセキュリティ情報を秘密として取り扱い、当社の承諾なく第三者へ開示しないものとします。

第 21 条（滅失・毀損及び損害賠償）

1. 当社は、対象機器の保管・運用にあたり、適用法令上要求される注意をもって対象機器を取り扱います。

2. 当社又は当社が責任を負うべき委託先の責めに帰すべき事由により対象機器が滅失又は損傷した場合、当社は、修理、同等品交換又は対象機器の合理的な時価・購入代金相当額の範囲での金銭賠償その他相当な方法により対応します。

3. 当社の故意又は重大な過失がある場合、生命・身体に対する損害その他法令上責任制限が認められない場合を除き、当社は、対象機器の稼働停止に起因する逸失利益、暗号資産価格の変動損失、期待報酬の喪失その他の間接損害・特別損害について責任を負いません。

4. 前項の例外を除き、当社の損害賠償責任の総額は、損害を受けた対象機器の当社からの実際の購入代金又は当該損害発生前 12 か月間に利用者が当社へ支払った当該機器に係るデータセンター利用料の総額のうち、いずれか高い額を上限とします。ただし、消費者契約法その他の強行法規に反する範囲では適用しません。

5. 利用者が消費者に該当する場合、本条その他の責任制限条項は、消費者契約法その他の適用法令により許容される範囲でのみ適用されます。

第 22 条（免責事項）

1. 当社は、不可抗力、電力会社・通信事業者・施設事業者その他第三者に起因し、当社が合理的な注意を尽くしても防止できなかった停止、遅延又は損害について責任を負いません。

2. 当社は、対象機器から得られる報酬、収益、暗号資産価格、投資回収、税務上の効果その他の経済的成果を保証しません。

3. 対象機器の稼働情報、通信情報その他の表示には、計測又は集計上の遅延・誤差が生じる場合があります。

第 23 条（契約の停止・解除）

1. 当社は、利用者が本特約又は関連規約に違反した場合、料金不払い、虚偽登録、本人確認未了、施設の安全上の危険、法令・制裁その他合理的な理由がある場合、データセンターサービスを停止できます。

2. 重大な違反が是正されない場合、継続提供が違法又は著しく困難となった場合、当社はデータセンターサービスに係る契約を解除できます。

3. 契約終了後の対象機器の返却その他の処理は第 15 条に従います。

4. 契約終了時点までに発生した利用料、作業費、送料その他の債務は、契約終了後も存続します。

第 24 条（当社によるサービス終了）

1. 当社は、データセンターサービス自体を終了する場合、緊急又は法令上やむを得ない場合を除き、利用者へ合理的な期間をもって事前通知します。

2. サービス終了時、当社は、対象機器の返却、別施設への移設その他合理的な選択肢を利用者へ案内します。

3. 当社都合によるサービス全体の終了に伴う通常の取り外し費用は当社が負担し、利用者が指定する場所への配送費用その他個別費用の負担は、終了通知に定める条件に従います。

第 25 条（本特約の変更）

1. 当社は、法令改正、施設条件の変更、セキュリティ、サービス内容その他合理的な理由がある場合、本特約を変更できます。

2. 利用者に重大な影響を与える変更については、変更内容及び効力発生日を相当期間前に、管理画面、電子メール、ウェブサイトその他適切な方法で通知します。

3. 法令上個別の同意が必要となる変更については、当社所定の方法により同意を取得します。

第 26 条（権利義務の譲渡）

1. 利用者は、当社の事前承諾なく、本特約上の地位又は権利義務を第三者へ譲渡、移転又は担保設定できません。

2. 対象機器自体を第三者へ譲渡する場合、利用者は、事前に当社所定の所有者変更・アカウント移管手続を完了するものとします。

3. 当社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の事業承継に伴い、本特約上の地位を承継者へ移転できます。

第 27 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本特約は日本法に準拠します。

2. 本特約に関して紛争が生じた場合、当社と利用者は誠実に協議して解決を図ります。

3. 協議により解決しない場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、消費者に適用される強行法規により別の裁判所が認められる場合を除きます。

改訂履歴

版	日付	概要
1.0	2026 年 4 月 1 日	初版